神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合財務規則

平成29年2月6日

規則第5号

（趣旨）

第１条　この規則は、法令その他に定めがあるものを除くほか、財務に関する事務について、その能率的な運営と公正を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第２条　神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合の財務については、神埼市財務規則（平成１８年神埼市規則第４２号）を準用する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。